
法人名：関西電力株式会社
部署：経理室 計画グループ
役職：マネジャー
名前：戸田 誠一郎

コメント：

企業会計基準公開草案第 21 号

「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 26 号
「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針(案)」に対する意見

1. 固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報の開示について（会計基準案第 32 項）
（コメント）

減損損失情報の開示について、重要性基準の適用による開示の省略を認める旨を明記されることが望ましいと考えます。

（理由）

減損損失のセグメント別情報の開示については、現行、連結財務諸表規則では、重要な減損損失を認識した場合、各セグメントへの影響額の記載を定めております。本会計基準案では、第 20 項(7)の特別損失に該当することとなりますが、同 20 項では、基本原則に照らして開示の必要性が乏しい項目については、開示を省略することができると示されております。一方、第 32 項では重要性基準は示されていないため、開示の必要性が乏しい情報までその開示を義務付けているものと考えられ、第 20 項と 32 項とは、基本原則において矛盾しているとの誤解が生じるものと思われまます。従いまして、第 32 項においても、重要性基準の適用による開示の省略を認める旨を明記されることが望ましいと考えます。

2. のれんに関する報告セグメント別情報の開示について（会計基準案第 33 項）

（コメント）

のれんに関する情報の開示について、重要性基準の適用による開示の省略を認める旨を明記されることが望ましいと考えます。

（理由）

のれんに関するセグメント別情報の開示については、現行、その開示は求められていないことに加え、上記 1. と同趣旨の理由から、会計基準案第 33 項においても、重要性基準の適用による開示の省略を認める旨を明記されることが望ましいと考えます。

以 上